

投資委員会事務局布告

第 Por. 10/2567 号

件名：電子システムによる投資奨励システム (e-Investment Promotion) の手続き

仏暦 2567 年 (2024 年) 11 月 25 日付投資委員会事務局布告第 Por. 9/2567 号、件名：電子システムによる投資奨励システム (e-Investment Promotion) に関するサービス提供の基準に引き続き、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 11 条、第 13 条、第 17 条、第 21 条、および第 22 条の権限に基づき、投資委員会より権限を委譲された投資委員会事務局は 仏暦 2562 年 (2019 年) 12 月 26 日付投資委員会事務局布告第 Por. 9/2562 号、件名：電子システムによる投資奨励システム (e-Investment Promotion) の手続きを廃止し、次の電子システムによる投資奨励システムを適用する。

第 1 項 本布告に記載していない電子システムによる投資奨励システムのサービス提供および申請書の受理に関するその他の実務的手続きは、電子取引法に準じて手続をすること。

第 2 項 事務局のその他の規定、手続き、布告などについては、本布告に既に規定しており、または本布告に反した場合、代わりに本布告を適用する。

第 3 項 投資奨励申請

3.1 サービス受領者はシステムを通じて奨励申請書に情報を記入し、事務局が定めた書類を添付すること。サービス受領者は申請書の案を一旦保存してから情報を追加し完成させることができる。但しサービス受領者はシステムにて申請書の提出を確認し保存すること。

3.2 確認し保存した後、申請書のステータスが「確認待ち」になり、サービス提供者は 3.4 に従って受領する。サービス受領者は保存した記入済みの申請書を印刷し署名し、プロジェクト面談日に提出する。

3.3 サービス受領者は投資奨励申請における情報の正確性を確認し、その情報をサービス提供者に送信した上で、その情報は完全に有効になり、如何なる修正や変更は不可能である。ただし、サービス提供者より許可が有った場合は例外とする。

3.4 サービス提供者はシステムにて申請書を受理する前に、その申請書および申請書と同時に提出する必要がある書類あるいは証拠の正確さおよび完全性を確認する。申請書および申請書と同時に提出する必要がある書類または証拠が正確かつ完全な状態であればシステムを通じて申請書の受理を通知する。申請書および申請書と同時に提出する必要がある書類あるいは証拠が正確かつ完全な状態でない場合は、サービス提供者が追加送信する必要がある書類リストをまとめ、サービス受領者にシステムを通じて通知し、電子データの送信日より 30 日以内に 1 回に限りサービス受領者にシステムにて申請書を修正することを許可する。当該期間内に修正が行われなかったまたは正確かつ完全でない修正が行われた場合、サービス提供者は申請書を拒否し、全ての内容をシステムから削除する。

なお、サービス提供者が電子データの受信日にシステムを通じて申請書の受理や修正を通知しなかったまたは修正の確認を通知しなかった場合、システムにて翌営業日に受理する。

3.5 サービス受領者は担当官とのプロジェクト面談の日時がシステムを通じて通知される。

3.6 事務局よりプロジェクトの奨励認可が下り、かつ認可通知書が署名された後、サービス受領者にシステムを通じて結果を通知する。サービス受領者は認可通知書を事務局にて受け取るかまたは事務局に郵送してもらうように要請することができる

第 4 項 奨励証書に関する手続きは次の通りである。

4.1 奨励受理の回答

サービス受領者は認可通知書の受領日より 1 ヶ月以内にシステムにて奨励受理回答を申請することができる。サービス提供者が申請書を受領後、審査を行い、システムを通じて審査結果を通知する。

4.2 奨励受理回答期限延長の申請

サービス受領者は 4.1 にて定めた期間内に奨励受理の回答が申請できない場合、システムにて奨励受理回答期限延長申請書を申請することができる。サービス提供者が期限延長の申請書を受領後、審査を行い、システムを通じて審査結果を通知する。サービス受領者は期限延長の認可書を事務局にて受取るかまたは事務局に郵送してもらうように要請することができる。ただし、サービス受領者は 1 回につき 1 ヶ月以内に 3 回までしか申請できない。

4.3 奨励証書発給の申請

サービス受領者は奨励受理回答書式の提出日より 6 ヶ月以内に、システムにて奨励証書発給申請書および事務局が定めた添付書類を提出することができる。サービス提供者は申請書を受領後、奨励証書を発給し、システムを通じて結果を通知する。サービス受領者は事務局にて奨励証書を受け取る。

4.4 奨励証書発給用証拠書類の提出期限の延長申請

サービス受領者はシステムにて奨励証書発給用証拠書類の提出期限の延長申請をすることができる。サービス提供者が申請書を受領後、審査を行い、システムを通じて審査結果を通知する。サービス受領者は期限延長認可書を事務局にて受取るかまたは事務局に郵送してもらうように要請することができる。ただし、サービス受領者は 1 回につき 4 ヶ月以内に 3 回までしか申請できない。

第 5 項 本基準は一般の場合の審査に適用するが、合理的な理由がある場合、投資委員会長官はそれぞれの場合に応じて検討し、緩和することができる。

第 6 項 本布告を元に判断ができない場合は、投資委員会長官に判断を委ねる。

尚、仏暦 2567 年（2024 年）12 月 1 日より有効とする。

発布日：仏暦 2567 年（2024 年）11 月 25 日

ナリット・テートサティーンラサック

（ナリット・テートサティーンラサック）
投資委員会委員長